

第4 消防用設備等の設置単位

1 用語の定義

(1) 棟

この項において、政令第8条の規定に基づき各々別の防火対象物とみなした部分をいう。
なお、法第8条に係る一の防火対象物の取扱いは防火管理指導指針によるものである。

【参考】一の防火対象物（防火管理指導指針Iより）

一の防火対象物については、社会通念に照らし実態に即して判断することとなるが、建築行政庁による一の建築物との判断を重要な参考としつつ、消防法の規定及び趣旨を踏まえて判断する。

(2) 避難上独立

防火対象物の部分（棟）が独立して建基政令第120条、第121条、第122条及び第125条の規定に掲げる要件を満たしていることをいう。

(3) 渡り廊下等

渡り廊下、地下連絡路、洞道をいう。また、渡り廊下、地下連絡路には車路、公共用通路、人工地盤の下部等を含む。

(4) 洞道

換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。

一般的に電気、ガス、水道、空調等の設備を集中して敷設した地下工作物であって、通行又は運搬の用に供するものではない。

(5) 緩衝帯基準（東消）

第7章資料19「大規模建築物及び特異建築物等の消防対策に関する調査研究報告書（平成6年3月）[抜粋]」をいう。

(6) 緩衝帯基準（安全センター）

2015年3月「緩衝帯を有する接続部の評価方法」（一般財団法人日本消防設備安全センター）をいう。

(7) 告示第7号

防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和6年消防庁告示第7号）をいう。

(8) 緩衝帯（第4-1図参照）

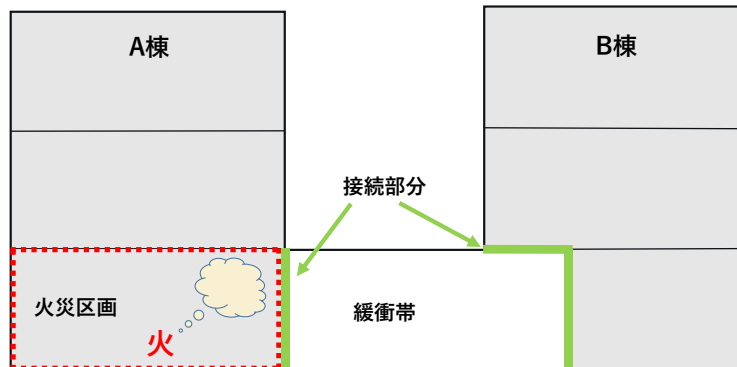
複数の棟を接続する渡り廊下等で、各棟において火災が発生したことを想定する場合に、他の棟に延焼拡大しないこと、煙が伝播しないこと等の機能を有する空間をいう。

(9) 火災区画（第4-1図参照）

(8)において火災が発生したことを想定する緩衝帯に隣接する部分で、(10)の接続部分以外の部分とは、耐火構造の床若しくは壁又は遮煙性能を有する防火設備で区画された部分をいう。

(10) 接続部分（第4-1図参照）

緩衝帯と各棟が接している部分をいう。なお、当該部分の構造は、3又は4の基準によること。



第4-1図

2 別棟基準の種類

消防用設備等の設置単位を別として取扱うことができる別棟基準の種類は下記のとおり。

基準の種類	該当法令	審査検査基準記載箇所
(1) 開口部のない耐火構造の床又は壁	政令第8条第1号	第2章第1節第8「消防関係法令に規定する区画等の取扱い」. 1.「政令第8条第1号の区画」
(2) 建築基準法に基づく防耐火別棟	省令第5条の3第2項第1号	(建築基準法において適用されていることが前提。当該基準が適用される場合は主管課と協議すること。)
(3) 渡り廊下（告示）	告示第7号第3	本項3 告示第7号（第3～5）に規定する渡り廊下等の取扱い
(4) 地下連絡路（告示）	告示第7号第4	
(5) 洞道（告示）	告示第7号第5	
(6) 消防長又は消防署長が認める壁等 ア 開放性のある渡り廊下等 イ 開放性のない渡り廊下等 ウ 駅舎の取扱い エ アーケードの取扱い オ 性能検証 カ 社会通念上不合理	告示第7号第6	本項4 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準

3 告示第7号（第3～5）に規定する渡り廊下等の取扱い

(1) 渡り廊下（告示第7号第3）

告示第7号第3の基準（第4-1表 渡り廊下基準）の他、次によること。

- ア 各棟が避難上独立しているものであること。◆
- イ 建築物相互間の距離は1 m以上とすること。◆
- ウ 告示第7号第3、2、(3)（第4-1表、2、(2)、ウ、(ア)）の渡り廊下が直接外気に開放されていることの判断は、4、(1)、アによること。
- エ 告示第7号第3、2、(2)（第4-1表、2、(2)、イ）の開口部の面積が4 m²以内とは、各棟の開口部の面積の合計がそれぞれ4 m²以内のものをいう。なお、接続部分の開口部の面積は含めないものとする。
- オ 告示第7号第3、2、(2)（第4-1表、2、(2)、イ）の基準にかかわらず、建築物相互間の距離が3 m以上で渡り廊下が準不燃材料で造られたものにあつては、開口部面積を問わないことができる。
- カ 4、(1)、イ、(カ)に適合するものとする。◆

(2) 地下連絡路（告示第7号第4）

告示第7号第4の基準（第4-2表 地下連絡路基準）の他、次によること。

- ア 各棟が避難上独立しているものであること。◆
- イ 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分の部分をいう。）の特定主要構造部は、耐火構造とすること。◆
- ウ 双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられている場合であっても、地下連絡路の長さは2 m以上とすること。◆
- エ 地下連絡路が接続されている出入口の開口部に設置する特定防火設備は、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設けること。◆
- オ 告示第7号第4、2（第4-2表、2、(2)）に基づきスプリンクラー設備を設置する部分は、地下連絡路に隣接する部分で、他の部分（地下連絡路を除く。）とは耐火構造の床又は壁若しくは遮煙性能を有する防火設備により区画されているものをいう。
- カ 地下連絡路の長さが20 m以上の場合は、告示第7号第4、4（第4-2表、4）の基準にかかわらず、告示第7号第4、2（第4-2表、2）の出入口の面積を4 m²以上とすることができる。ただし、当該出入口は特定防火設備とすること。

第4-1表 渡り廊下基準

1 から 3 までのすべてに適合していること。	
1	<p>渡り廊下の有効幅員 (1)又は(2)に適合していること。</p> <p>(1) 渡り廊下が設けられている防火対象物の主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いているもの 3m未満</p> <p>(2) (1)以外の場合 6m未満</p>
	<p>(1)又は(2)に適合していること。</p> <p>(1) 渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離 ・ 1階にあつては6mを超えること ・ 2階以上の階にあつては10mを超えること</p> <p>(2) 防火対象物の距離の適用除外 アからウまでのすべてに適合していること。</p> <p>ア 防火対象物の外壁及び屋根の構造 渡り廊下が設けられている防火対象物の外壁及び屋根（渡り廊下が接続されている部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。以下イにおいて同じ。）が、(7)又は(イ)に適合していること。</p> <p>(7) 耐火構造又は防火構造で造られていること。 (イ) 次の a から c までのいずれかにより延焼防止上有効に防護されていること。 a 耐火構造又は防火構造の扉その他これらに類するもの b 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備 c ドレンチャー設備</p> <p>イ 防火対象物の外壁及び屋根の開口部制限 渡り廊下が設けられている防火対象物の外壁及び屋根は、開口部（当該開口部の面積が4㎡以内、かつ、防火戸が設けられているものを除く。）を有していないこと。</p> <p>ウ 渡り廊下の開放性の有無 (7)又は(イ)に適合していること。</p> <p>(7) 直接外気に開放されている渡り廊下であること。 (イ) a から c までのすべてに適合していること。</p> <p>a 渡り廊下の構造 建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。</p> <p>b 渡り廊下の接続部分の出入口 (a)及び(b)に適合していること。 (a) 出入口の開口部の面積は、4㎡以下とすること。 (b) 防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、イオン化式スポット型感知器等の作動と連動して閉鎖する構造のものに限る。）が設けられていること。</p> <p>c 渡り廊下の直接外気に接する開口部、排煙設備及びスプリンクラー設備 (a)又は(b)に適合していること。 (a) 次に示す直積外気に接する開口部又は排煙設備を設置すること ① 排煙口は、排煙上有効な位置に設けること ② 排煙口は、次のいずれかにより開放できること ・ 火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できること。 ・ イオン化式スポット型感知器等の作動と連動して開放できること。 ③ 直接外気に接する開口部の大きさは次によること ・ 開口部の面積の合計は、1㎡以上とすること。 ・ 屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上とすること。 ・ 外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1m以上とすること。 ・ その他これらと同等以上の排煙上有効なものとする。こと。 ④ 機械排煙設備は、渡り廊下の内部の煙を有効に、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては、非常電源が附置されていること。 (b) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられていること。</p>
2	
3	<p>廊下の用途 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持すること。</p>

※この表は告示第7号第3の一部を簡条書きとし、整理したものである。

第4-2表 地下連絡路基準

1から6までのすべてに適合すること。	
1	地下連絡路の構造 (1)及び(2)に適合すること。
	(1) 地下連絡路は、耐火構造とすること。
	(2) 地下連絡路の壁及び天井の室内に面する部分、並びに床の下地及び仕上げを不燃材料とすること。
2	地下連絡路の長さ （地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口相互間の距離） (1)又は(2)のいずれかに適合すること。
	(1) ア及びイに適合すること ア 地下連絡路の長さは、6m以上とすること。 イ 地下連絡路の幅員は、6m未満とすること。
	(2) 地下連絡路が接続されている部分に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けること。
3	地下連絡路の防火区画 地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口を除き、開口部のない耐火構造の床または壁で区画されていること。
4	前3の出入口（開口部）の面積 4㎡以下とすること。この場合において、当該出入口には特定防火設備が設けられていること。
5	地下連絡路の排煙設備 (1)又は(2)のいずれかに適合すること。
	(1) 告示第7号第3第2号(3)ハ(イ)及び(イ)（第4-1表、2、(2)、ウ、c、(a)の①、②及び④）の規定により機械排煙設備が設けられていること。
	(2) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられていること。
6	地下連絡路の用途 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持すること。

※この表は告示第7号第4の一部を簡条書きとし、整理したものである。

(3) 洞道（告示第7号第5）

告示第7号第5の基準は、以下によること。

ア 洞道は耐火構造とすること。◆

イ 仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 建築物と洞道とは、当該洞道の点検のための開口部又は換気のための開口部を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

エ 点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火設備（開口部の面積が2㎡以上のものにあつては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。

オ 換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。）は、常時開放状態であるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

カ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。（洞道の長さが20mを超える場合は◆）

キ アからカに適合する場合は、洞道部分については第2章第1節第9「消防用設備等の設置を要しない部分等」. 1.(2)に該当する部分として取扱う。

4 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準

告示第7号第6の規定において、消防長又は消防署長が、規則第5条の3第2項第1号又は告示第7号第3から第5までに定める基準による場合と同等以上の安全性を確保することができる
と認めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

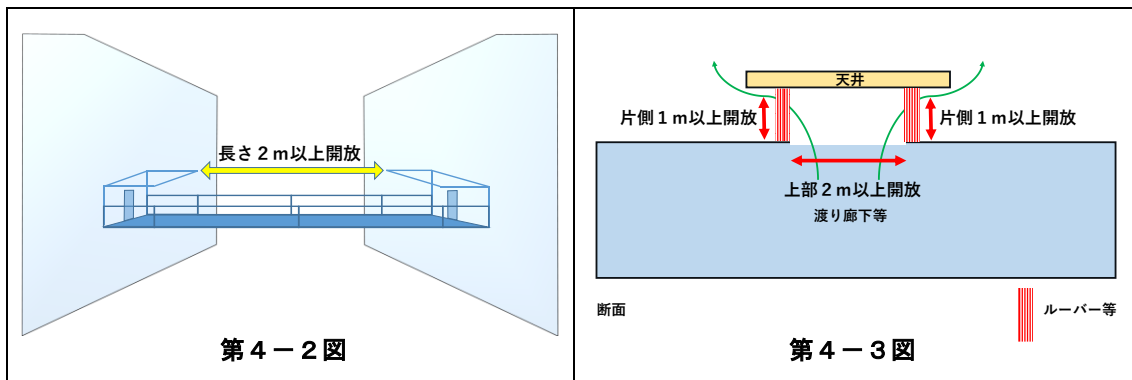
(1) アに掲げる開放性のある渡り廊下等で、イに掲げる基準に適合するもの。

ア 開放性のある渡り廊下等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (ア) 渡り廊下等の長さが1 m以上2 m以下で、天井部分のすべてが開放されているもの。
- (イ) 渡り廊下等の長さが2 mを超えるもので、天井が長さ2 m以上にわたって、幅員の大部分が開放されているもの又はこれに類するもの。開放部分にルーバーやガラリ等が設置されている場合は開放率を考慮すること。(第4-2図、第4-3図参照)

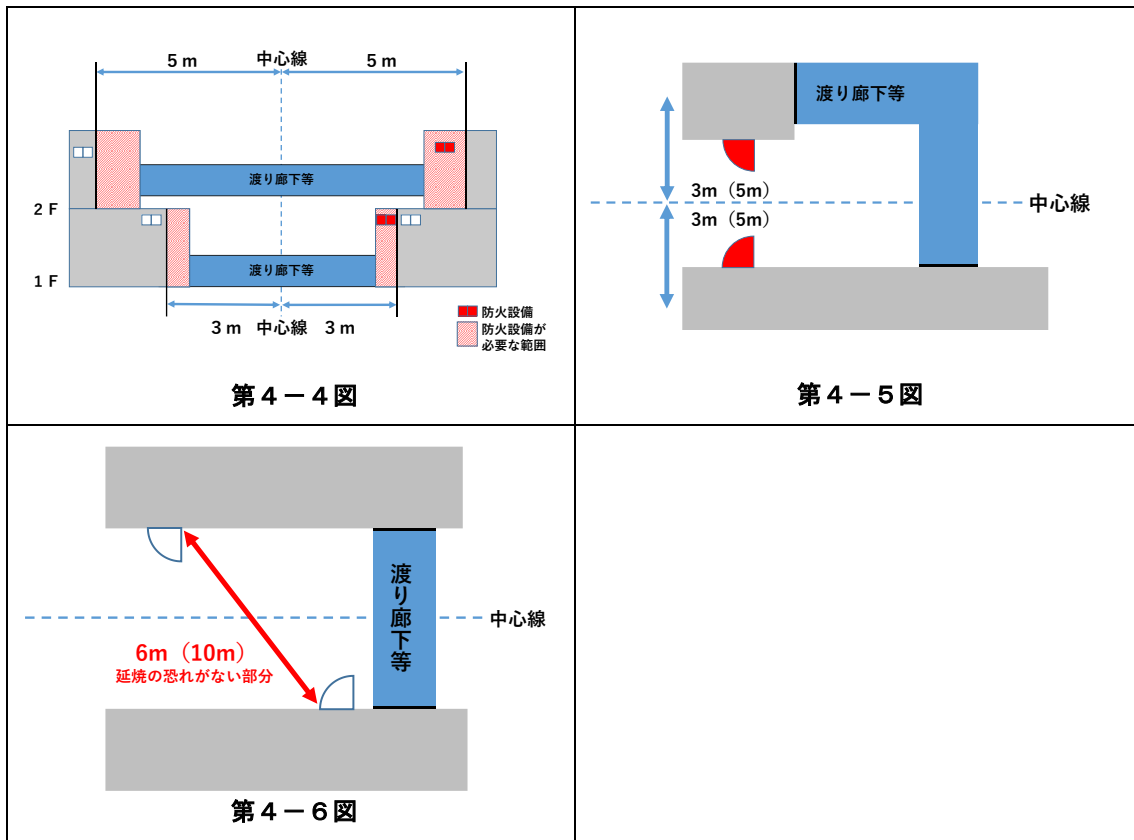
※ 開放部分の算定は、ルーバー等の高さ(長さ)に開放率を乗じて算出すること。

- (ウ) 渡り廊下等の大部分が、第2章第1節第9「消防用設備等の設置を要しない部分等」
2.(2)「外部の気流が流通する場所」第9-2表に示す部分に該当すること。



イ 消防用設備等の設置単位を別とする基準は次のすべてに適合していること。

- (ア) 各棟が避難上独立しているものであること。
- (イ) 渡り廊下等は、通行又は運搬の用途のみに供されるものであること。
- (ウ) 接続部分の防火戸が防火シャッターである場合は、避難口として直近に直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する防火戸が設けられていること。
- (エ) 可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。
- (オ) 建築物及び渡り廊下等の特定主要構造部は耐火構造であること。
- (カ) 独立した一の建築物(建基法上1棟)を渡り廊下等により消防用設備等の設置単位上分割する場合、分割した各棟の外壁及び屋根の開口部には、各棟の外壁間の中心線から1階にあつては3 m以下、2階以上の階にあつては5 m以下の部分に防火設備を設置すること。(第4-4図、第4-5図参照)ただし、これと同等の措置を講じた場合又は開口部が別の棟の開口部から1階にあつては6 mを超え、2階以上の階にあつては10 mを超える位置に存する等延焼の恐れがない場合はこの限りでない。(第4-6図参照)



(2) アに掲げる開放性のない渡り廊下等で、イに掲げる基準に適合するもの。

ア 開放性のない渡り廊下等とは、(1)、アに該当しないものをいう。

イ 消防用設備等の設置単位を別とする基準は次のすべてに適合していること。

(ア) (1)、イに適合すること。

(イ) 延焼拡大防止として、次のいずれかに適合していること。

a 火災区画の接続部分から他の棟の接続部分までの距離が、第4-3表に掲げる構造等の要件ごとに定める他の棟の接続部分までの離隔距離以上であること。

b 火災区画の接続部分から他の棟の接続部分までの距離が、ウに基づく検証により求めた離隔距離以上であること。

(ウ) 煙伝播防止として、第4-3表又は第4-4表に掲げる構造等の要件に適合していること。

(エ) 接続部分の開口部に設置される扉は、緩衝帯から避難方向（建物側）に開くこと。

(オ) 第4-3表及び第4-4表に掲げる排煙設備は、建基政令第126条の3又は特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第696号）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

(カ) 第4-3表及び第4-4表に掲げるスプリンクラー設備の能力は次によること。

令第12条第2項に定める技術上の基準（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除

く。)に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

ただし、駅舎において、省令第13条第3項第10号の規定（政令別表第1(10)項に掲げる車両の停車場である場合又は(16)項口に掲げる防火対象物で同表(10)項に掲げる車両の停車場である場合も含む。）によりスプリンクラーヘッドの設置を要しない部分は、駅舎の火災区画にスプリンクラー設備が設置されているものとみなす。

第4-3表 緩衝帯基準（東消）に基づくもの

		①	②	③
構造等の要件	接続部分の開口部の高さ・幅員 ※1	高さ3 m以下 幅員6 m以下	高さ3 m以下 幅員6 m以下	高さ3 m以下 幅員6 m以下
	火災区画のスプリンクラー設備	設置	設置	なし
	火災区画の排煙設備	設置	設置	設置
	緩衝帯の排煙設備	設置	なし	設置
	接続部分の壁及び床	2時間の耐火性能	2時間の耐火性能	2時間の耐火性能
	接続部分の開口部	自動閉鎖式 特定防火設備	自動閉鎖式・遮煙 特定防火設備	自動閉鎖式・遮煙 特定防火設備
他の棟の接続部分までの離隔距離 ※1		1 m以上 ※2	1 m以上 ※2	4 m以上

※1 接続部分の開口部の面積及び他の棟の接続部分までの離隔距離については第4-7図、第4-8図、第4-9図によること。

※2 接続部分の扉が建物側から緩衝帯の方向に開く場合は、扉幅等を考慮して2.4 m以上の離隔距離を確保すること。

第4-4表 緩衝帯基準（安全センター）に基づくもの

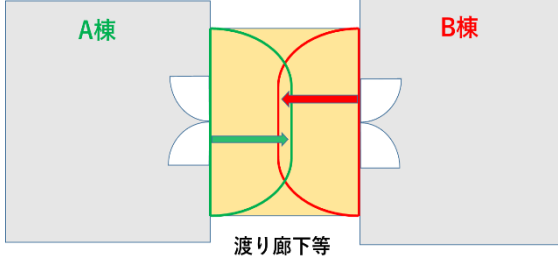
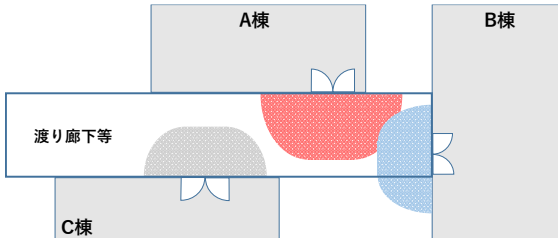
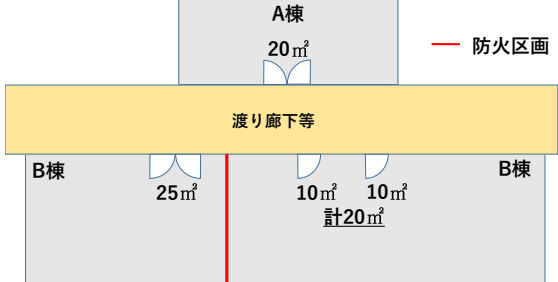
		④	⑤	⑥
構造等の要件	接続部分の開口部の面積 ※1	30 m ² 以下	45 m ² 以下	90 m ² 以下
	火災区画の用途	通路等 ※2	物販等 ※3	通路等 ※2
	火災区画のスプリンクラー設備	なし	設置	設置
	緩衝帯のスプリンクラー設備	設置	設置	設置
	緩衝帯の排煙設備 ※4	設置	設置	設置
	接続部分の壁及び床	1時間の耐火性能	1時間の耐火性能	1時間の耐火性能
	接続部分の開口部	自動閉鎖式・遮煙 特定防火設備	自動閉鎖式・遮煙 特定防火設備	自動閉鎖式・遮煙 特定防火設備
他の棟の接続部分までの離隔距離 ※1		ウの延焼拡大防止の 検証による	ウの延焼拡大防止の 検証による	ウの延焼拡大防止の 検証による

※1 接続部分の開口部の面積及び他の棟の接続部分までの離隔距離については第4-7図、第4-8図、第4-9図によること。

※2 廊下、通路、車路、ロビー、その他これらに類する用途

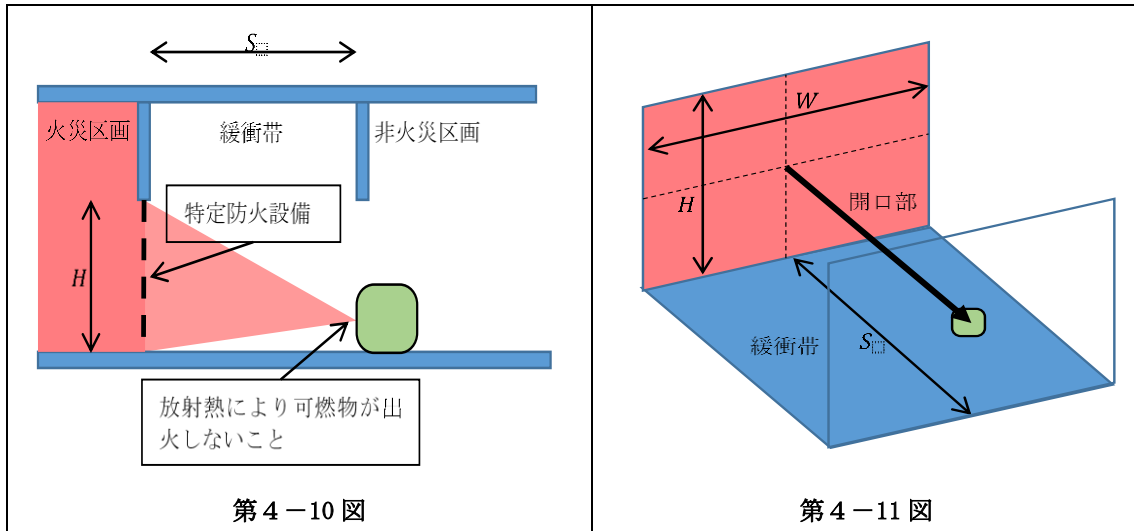
※3 物販店舗、飲食店、事務所、倉庫、券売機室等の用途が発生している部分をいう。（トイレ、改札等の火災の恐れがない部分を除く。）

※4 手動起動の他に煙又は炎感知器連動、及び防災センター等から遠隔起動できるものであること。

 <p style="text-align: center;">第4-7図</p>	<p>【他の棟の接続部分までの離隔距離】</p> <p>A棟が火災区画（火点）のケースとB棟が火災区画（火点）のケースで各々算定する。</p> <p>A棟の離隔距離 > B棟の離隔距離の場合、渡り廊下等の長さはA棟で算定した離隔距離以上とすること。</p>
 <p style="text-align: center;">第4-8図</p>	<p>【他の棟の接続部分までの離隔距離】</p> <p>一の渡り廊下等に複数の建物が接続する場合、「第4-7図」と同様に他の棟の接続部分までの離隔距離を各々算定し、その範囲内に他の棟の開口部が入らないこと。</p>
 <p style="text-align: center;">第4-9図</p>	<p>【接続部分の開口部面積の算定方法】</p> <p>同じ棟内（B棟内）に開口部が複数ある場合、防火区画ごとに開口部を算定する。</p> <p>1つの防火区画内に開口部が2箇所以上ある場合は、開口部の面積を合算して第4-3表及び第4-4表を適用するものとするが、延焼拡大防止の検証は各開口部ごとに検証すること。</p>

ウ 延焼拡大防止（輻射熱、噴出火炎長）の検証方法

(ア) 輻射熱の評価方法・判定基準（第4-10図、第4-11図参照）



判定基準 $R < 10kW/m^2$ ※計算シート等はホームページに記載

R : 放射受熱流束 $R = 50 \times F$ (特定防火設備が設置されている場合)

$R = 100 \times F$ (特定防火設備が設置されていない場合)

F : 形態係数※ $F = \frac{2}{\pi} \left(\frac{X}{\sqrt{1+X^2}} \tan^{-1} \frac{Y}{\sqrt{1+X^2}} + \frac{Y}{\sqrt{1+Y^2}} \tan^{-1} \frac{X}{\sqrt{1+Y^2}} \right)$

ただし $X = H/2S$ $Y = W/2S$

H : 開口部の高さ

W : 開口部の幅

S : 開口部と開口部との間隔の距離

※ここで示す形態係数は並行平面に対するものであるが、実態に応じて垂直平面に対する形態係数を使用して支障ない。

(イ) 噴出火炎長の評価方法・判定基準（第4-12図参照）

判定基準 $L_b > L_f$

L_b : 緩衝帯の規模 $L_b = S + \frac{H}{2} + h_1 + h_2$

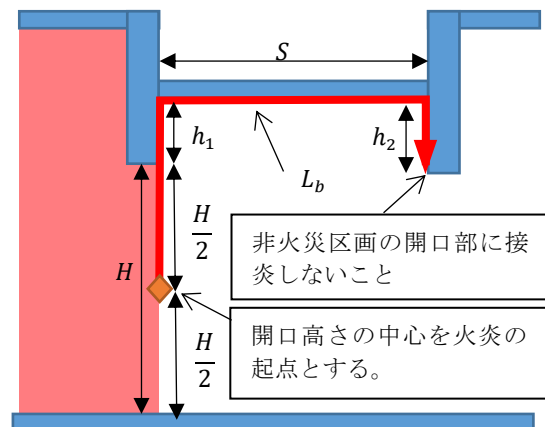
L_f : 連続火炎長さ $L_f = 1.64 \times H$

H : 開口部の高さ

S : 緩衝帯の長さ

h_1 : 火災棟側下がり壁の高さ

h_2 : 非火災棟側下がり壁の高さ



第4-12図

(3) 棟の用途が駅舎の場合、原則として(1)又は(2)によること。ただし、既存の防火対象物で構造上困難な場合は、(1)及び(2)にかかわらず、次のすべての基準に適合するものとする。

ア 駅舎は避難上独立した棟であること。ただし、他の棟の部分を駅舎からの主な避難経路の一つとして計画する場合で、次のいずれかに適合するものはこの限りではない。(第4-13図参照)

(ア) 当該避難経路で火災が発生した場合、迅速に駅舎の防災センター等で覚知できること。

(イ) 当該避難経路以外に避難上有効な経路を有していること。

イ 4、(1)、イ、(イ)から(エ)まで及び(カ)に適合すること。

ウ 延焼拡大防止として、次のいずれかに適合していること。(第4-14図参照)

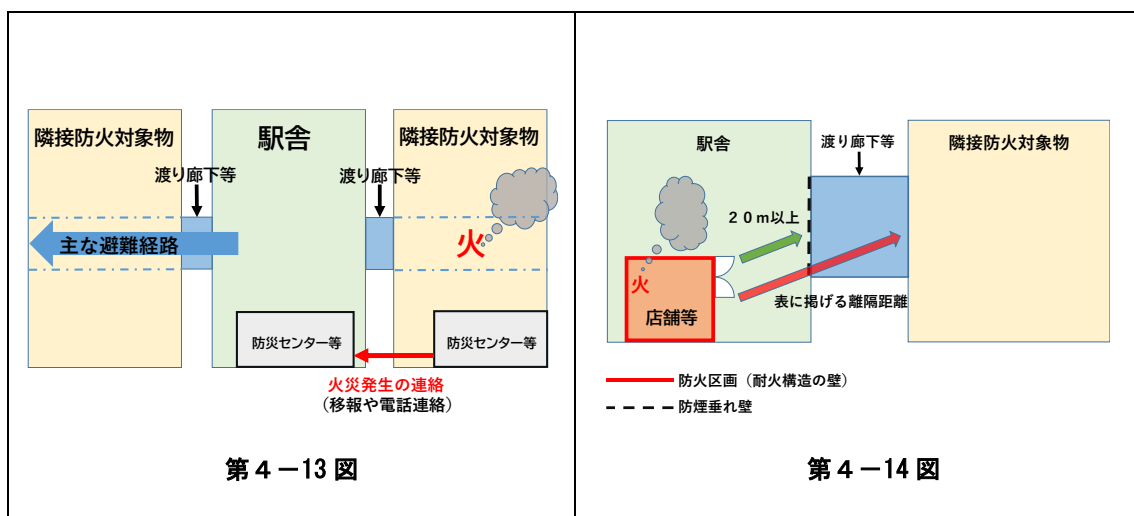
(ア) 駅舎に存する物販等の開口部から他の棟の接続部分までの距離が、第4-5表に掲げる構造等の要件ごとに定める他の棟までの離隔距離以上であること。この場合、物販等の開口部以外の部分は耐火構造の壁とすること。ただし、物販等が接続部分と同一階にない場合又は駅舎側の接続部分と物販等の開口部が20m以上離れている場合は、この限りでない。

(イ) 火災区画の接続部分から他の棟の接続部分までの距離が、4、(2)、ウに基づく検証により求めた離隔距離以上であること。

エ 煙伝播防止として、第4-5表に掲げる構造等の要件ごとに適合していること。

オ 第4-5表に掲げる排煙設備は、建基政令第126条の3又は特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件(平成28年国土交通省告示第696号)に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

カ 第4-5表に掲げるスプリンクラー設備の能力は、政令第12条第2項に定める技術上の基準(特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。)に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。



第4-5表 駅舎の別棟基準

		⑦	⑧	⑨	⑩
構造等の要件	物販等の開口部の大きさ・面積	高さ3m以下 幅員6m以下	高さ3m以下 幅員6m以下	30㎡以下	90㎡以下
	物販等のスプリンクラー設備	設置	なし	なし	設置
	物販等の排煙設備	設置	設置	なし	なし
	物販等の開口部	自動閉鎖式遮煙 特定防火設備	自動閉鎖式遮煙 特定防火設備	自動閉鎖式遮煙 特定防火設備	自動閉鎖式遮煙 特定防火設備
	接続部分の開口部	防煙垂れ壁	防煙垂れ壁	防煙垂れ壁	防煙垂れ壁
他の棟の接続部分までの離隔距離		1m以上	4m以上	(2)、ウの延焼 拡大防止の検証による	(2)、ウの延焼 拡大防止の検証による

(4) アーケード

アーケードで接続されている場合は、第2章第3節第10「アーケード」の基準に適合するものによっては消防用設備等の設置単位を別とすることができる。ただし、既存のアーケードやアーケードに面する建築物（側面建築物）については当該基準に適合しているものとみなす。

(5) 性能検証

緩衝帯基準（東消）又は緩衝帯基準（安全センター）に基づき、延焼拡大防止、避難、煙伝播防止に関する検証により安全性を確認した場合は、(1)から(4)までの基準によらず、消防用設備等の設置単位を別とすることができる。この場合、主管課と協議すること。

また、本基準に記載されている事項以外で、緩衝帯基準（安全センター）に基づく検証を行う場合は、一般財団法人日本消防設備安全センターでのシステム評価を取得すること。

(6) 防火対象物の接続が社会通念上不合理

(1)から(5)まで及び3の基準に適合しない場合であっても、防火対象物の接続の状況により、社会通念上から消防用設備等の設置単位を一として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討し、消防用設備等の設置単位を別とすることができる。この場合、主管課と協議すること。

5 その他留意事項

- (1) 建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共有する場合又は屋根が交差している場合は消防用設備等の設置単位を別とすることができる。

この場合、努めて4、(1)及び(2)の基準に適合させること。◆

- (2) 消防用設備等の設置単位を別とする方法として、政令第8条第1号（開口部のない耐火構造の床又は壁）及び政令第8条第2号（渡り廊下等）を併用することができる。

- (3) 渡り廊下等に昇降機、部分的なデジタルサイネージ、自動改札機、その他これらに類するものが設置されていても差し支えない。
- (4) 渡り廊下等の床面積は、管理権原者が異なる場合等を鑑み、いずれかの棟の延べ面積又は按分等により各棟の延べ面積に実情に応じて算入すること。
- (5) 渡り廊下等の消防用設備等は、管理権原者が異なる場合等を鑑み、いずれかの棟又は両方の棟に義務づけられる消防用設備等を実情に応じて設置すること。
- (6) 既存防火対象物の取扱い

既存防火対象物（昭和50年3月31日現に接続されているものに限る。）が相互に地下連絡路（公共用のものを除く。）又は渡り廊下（以下「連絡路」という。）で接続されている場合で、延焼防止上有効な状態にあるものは、次のいずれかにより取り扱うことができるものであること。

ア 昭和50年3月31日までにおいて連絡路等の位置、構造、設備その他の条件を付して別の防火対象物として取り扱ったもので、当該条件を維持しているものは、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

イ 連絡路等の構造が告示第7号第4の基準及び3、(2)、アからオに適合する場合は、告示第7号第4、4中「4㎡」とあるのを「8㎡」に読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取扱うものであること。

ウ 連絡路等の構造が告示第7号第4の基準（第5号を除く。）及び3、(2)、アからオに適合し、かつ、連絡路等の長さが10m以上である場合は、告示第7号第4、4中「4㎡」とあるのを「8㎡」に読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取扱うものであること。